

## 期間業務職員（自動車運行業務）の募集について

内閣府大臣官房会計課では、期間業務職員（自動車運行業務）の募集を行います。

### 1. 採用予定官職

期間業務職員【自動車運行業務】（大臣官房会計課）

※非正規雇用

### 2. 業務内容

大臣官房会計課では以下のような業務を行っています。

○予算、予算の執行、物品の管理並びに庁舎の管理に関すること

### 3. 職務内容

自動車運行業務

- (1) 幹部職員の送迎業務
- (2) 一般職員の送迎、荷物の運搬等
- (3) 電話による配車業務
- (4) PCによる簡単な入力業務

### 4. 募集人数

1名程度

### 5. 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 中型免許（「8 t 限定」は不可）以上を有する方は優遇します。  
〔マイクロバス（定員26名）の運転機会があるため。〕  
※3級ガソリン自動車整備士資格以上を有する場合は、なお可。

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 日本国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 6. 採用予定日、雇用期間

- (1) 採用予定日  
令和8年1月1日

## (2) 雇用期間

令和8年1月1日～令和8年3月31日

(採用後、1か月間は条件付採用期間)

※勤務成績等により再採用されることもあります。

## 7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

### (1) 日給

10,610円～13,650円(学歴・職歴等を考慮の上決定)

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

### (2) 支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

### (3) 諸手当

- ・通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)
- ・住居手当(月額28,000円以内、支給条件に該当する方のみ)
- ・扶養手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給。支給条件に該当する方のみ)

### (4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

### (5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。

## 8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

## 9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

## 10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

## 11. 勤務条件

### (1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分  
（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）  
（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。）

### (2) 休暇

年次休暇10日（一定の条件を満たした場合、半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）

## 12. 勤務地

内閣府大臣官房会計課

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館地下1階

<所在地地図> 【注意】入館の際には、内閣府本府庁舎から連絡通路を通じて入館してください。



### 13. 応募方法

#### (1) 提出書類

- 履歴書 (市販のもので可、写真添付)
- 職務経歴書 (過去どのような業務をしていたのかわかるもの)
- 運転免許証の写し
- 運転記録証明書 (過去5年間を証明したものかつ直近3ヶ月以内に発行したもの)

(※3級ガソリン自動車整備士資格以上を有する場合は、資格取得を証明できるものの写し)

#### (2) 提出方法

郵送(封筒の表面に、赤色で「**自動車運転手応募書類在中**」と記載のこと)

#### (3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府大臣官房会計課庶務係 田中 宛

#### (4) 提出締切り

令和7年11月20日(木) 必着 (※持ち込み不可)

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

### 14. 選考方法

#### 1次選考 書類審査

#### 2次選考 面接・実技審査

書類審査(1次選考)の上、面接・実技審査(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしておりますので、取得手続きをあらかじめしていただくことになります。

### 15. 問合せ先

内閣府大臣官房会計課庶務係 田中

電話 03-3581-2740